

令和2年度 文化芸術による子供育成総合事業-巡回公演事業-実施日程変更等があった場合の対応について

※以下の内容を御確認の上、御対応いただけますようお願いいたします。

状況	対応事項	
	実施校	都道府県・政令指定都市 (都道府県等が指定する市区町村等の担当部局)
実施日予定の公演中止・日程変更	<p>実施校は、団体との調整ができ次第、至急、都道府県・政令指定都市へメール又はFAXにて御連絡ください。</p> <p>※変更後の日程が決まっていなくても、まずはその状況を共有</p>	<p>実施校より連絡がきた段階で、メール「CC」に事務局のアドレスが設定されていない場合は、至急、都道府県・政令指定都市より事務局宛にメール又はFAXにて御連絡ください。</p> <p>※変更後の日程が決まっていなくても、まずはその状況を共有</p> <p>※都道府県等で付加すべき情報がある場合は、別途事務局へ連絡</p>
前日又は当日の判断等急を要するとき	<p>団体と連絡調整・判断後、都道府県・政令指定都市へ連絡。</p> <p>※電話で第一報を入れた場合は、団体名(学校名)やお日にちの聞き間違い等が生じないよう、改めて上担当部局へメール又はFAX(連絡履歴が残る方法)にて連絡</p> <p>※団体・都道府県・政令指定都市等に連絡が取れない場合は、直接事務局へ連絡(TEL:0570-064-203) この場合も、同内容を必ず都道府県・政令指定都市へ連絡</p>	<p>都道府県・政令指定都市より、電話での連絡も受け付けます。</p> <p>※学校名やお日にちの聞き間違い等が生じないよう、電話後、改めて事務局宛へメール又はFAX(連絡履歴が残る方法)にて連絡</p>

※実施校と都道府県・政令指定都市等の間に、都道府県等が指定する市区町村等の担当部局がある場合は経由してください。

確認・注意事項等

- ・地域により状況が急転することもございますので、実施校、団体間で必ず緊急連絡先を共有してください。
また、実施にあたり懸念事項が生じた場合は、できる限り早い段階で団体へ御相談ください。
- ・公演中止や日程変更(実施日調整中も含む)が生じた場合の手続き内容は、「実施の手引き(学校用)」(8ページ)に記載しています。

※以下、手引き抜粋参照

実施校用手引きより抜粋

(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き

